

新旧対照表

新	旧
<p><b>6 構造改革特別区域計画の目標</b></p> <p>本計画は、アジアとの強い結びつき、高い学術機能や産業集積、交通インフラや情報インフラの充実等、福岡の地域特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す内外企業やベンチャー企業の集積（研究開発拠点、営業拠点、アジア統括拠点、生産拠点等）を促進し、もって、アジアと日本の産業の連携拠点となる特区を目指すものである。</p> <p>このため、本計画では次の考え方に基づいて、各種関連事業及び特定事業を積極的に実施し、九州・西日本の経済活性化、ひいては日本経済の再生に貢献する。</p> <p><b>(1) アジアビジネス支援機能の強化</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(2) アジアビジネスの人材育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(3) 産学連携(研究開発)の強化</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(4) ベンチャー育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(5) 戦略的産業分野の育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(6) アジアにおける国際ハブ港湾の形成</b>          アジアの主要港と伍していくために、港湾機能の整備を図るととも</p>	<p><b>6 構造改革特別区域計画の目標</b></p> <p>本計画は、アジアとの強い結びつき、高い学術機能や産業集積、交通インフラや情報インフラの充実等、福岡の地域特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す内外企業やベンチャー企業の集積（研究開発拠点、営業拠点、アジア統括拠点、生産拠点等）を促進し、もって、アジアと日本の産業の連携拠点となる特区を目指すものである。</p> <p>このため、本計画では次の考え方に基づいて、各種関連事業及び特定事業を積極的に実施し、九州・西日本の経済活性化、ひいては日本経済の再生に貢献する。</p> <p><b>(1) アジアビジネス支援機能の強化</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(2) アジアビジネスの人材育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(3) 産学連携(研究開発)の強化</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(4) ベンチャー育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(5) 戦略的産業分野の育成</b>          &lt;省略&gt;</p> <p><b>(6) アジアにおける国際ハブ港湾の形成</b>          アジアの主要港と伍していくために、港湾機能の整備を図るととも</p>

## 新旧対照表

に、より有利な条件を提示し、より多くの外貿船舶を招致し、貿易の振興を図る。

具体的には、臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外通関、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示による運行、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、公有水面埋立地の所有権移転制限期間の短縮に関する特例等<sup>等</sup>を活用する。

これらの取り組みを進めることにより、本区域において世界で最も成長が著しいアジアとわが国との産業連携を強化するビジネス拠点を形成する。

に、より有利な条件を提示し、より多くの外貿船舶を招致し、貿易の振興を図る。

具体的には、臨時開庁手数料の軽減、税関の執務時間外通関、自動車の回送運行時における仮ナンバー表示による運行、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、IT活用による港湾整備を進めるとともに、既存埠頭の効率的運営と民間の経営能力を活用する特定埠頭運営効率化の推進、公有水面埋立地の所有権移転制限期間の短縮に関する特例<sup>（全国展開済）</sup>を活用する。

これらの取り組みを進めることにより、本区域において世界で最も成長が著しいアジアとわが国との産業連携を強化するビジネス拠点を形成する。

## 新旧対照表

### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### <省略>

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」を活用することにより、観光・文化関連人材や IT 関連人材の育成が促進されるとともに、教育コンテンツをビジネスに活用することにより、コンテンツ産業の振興につながり、企業誘致や生産額の増加、雇用の創出に寄与することが見込まれる。

さらに「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の規制の特例措置により、情報処理に関する基本的な技術を身につけた人材が多数輩出されることが見込まれ、IT 関連企業への円滑な人材の供給、高度 IT 技術者をはじめとする IT 分野を支える人材の裾野の拡大等を通じて、IT 関連産業の競争力が高められることが期待される。

また、博多港については、港湾の IT 化、航路誘致や民間の 24 時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。

### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### <省略>

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」を活用することにより、観光・文化関連人材や IT 関連人材の育成が促進されるとともに、教育コンテンツをビジネスに活用することにより、コンテンツ産業の振興につながり、企業誘致や生産額の増加、雇用の創出に寄与することが見込まれる。

さらに「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の規制の特例措置により、情報処理に関する基本的な技術を身につけた人材が多数輩出されることが見込まれ、IT 関連企業への円滑な人材の供給、高度 IT 技術者をはじめとする IT 分野を支える人材の裾野の拡大等を通じて、IT 関連産業の競争力が高められることが期待される。

また、博多港については、港湾の IT 化、航路誘致や民間の 24 時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。

新旧対照表

8 特定事業の名称

- 学校設置会社による学校設置事業（816）
- 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）
- 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）
- インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）

（削除）

- 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144，1146））

8 特定事業の名称

- 学校設置会社による学校設置事業（816）
- 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）
- 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）
- インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）

○ 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143，1145））

- 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144，1146））

新旧対照表

新	旧
<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 学校設置会社による学校設置事業（816）</p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 （1）株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 勝夫 住所 東京都千代田区三崎町2-2-12 （2）株式会社日本サイバー教育研究所 代表取締役 <u>大橋 一雄</u> 住所 <u>福岡市東区香椎照葉三丁目2番1号</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 &lt;省略&gt;</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 （1） &lt;省略&gt; この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、<u>平成16年</u>4月に法曹養成、司法書士養成、公認会計士養成等を趣旨とする大学（総合キャリア学部）を設置し</p>	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称 学校設置会社による学校設置事業（816）</p> <p>2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 （1）株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 勝夫 住所 東京都千代田区三崎町2-2-12 （2）株式会社日本サイバー教育研究所 代表取締役 <u>宮内 謙</u> 住所 <u>福岡市博多区沖浜町12番1号</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日</p> <p>4 特定事業の内容 &lt;省略&gt;</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 （1） &lt;省略&gt; この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、<u>本年</u>4月に法曹養成、司法書士養成、公認会計士養成等を趣旨とする大学（総合キャリア学部）を設置して教育</p>

新旧対照表

て教育サービスを行っており、当該大学のキャンパスの設置を認めれば、これからの社会をリードする専門的実務能力を備えた人材を育成することが期待でき、これにより地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の大学教育の質の向上が期待できる。

<省略>

なお、株式会社東京リーガルマインドは、平成16年4月から文部科学省による大学設置認可を受け開校しており、本市としては、既に構造改革特区の認定を受け、開校している先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行うものとする。

<省略>

(2)

<省略>

サービスを行っており、当該大学のキャンパスの設置を認めれば、これからの社会をリードする専門的実務能力を備えた人材を育成することが期待でき、これにより地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の大学教育の質の向上が期待できる。

<省略>

なお、株式会社東京リーガルマインドは、東京都に大学本部を置くほか、都内千代田区、大阪市においては既に本年4月から株式会社による大学が文部科学省による大学設置認可を受け開校している。また、新宿区、松山市などについては構造改革特区の認定を受け、開校に向けた準備を進めていることから、本市としてもこれら先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行うものとする。

<省略>

(2)

<省略>

新旧対照表

別紙	別紙
1 特定事業の名称 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）	1 特定事業の名称 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）
2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社日本サイバー教育研究所 代表取締役 <u>大橋 一雄</u> 住所 <u>福岡市東区香椎照葉三丁目2番1号</u>	2 規制の特例措置の適用を受けようとする者 株式会社日本サイバー教育研究所 代表取締役 <u>宮内 謙</u> 住所 <u>福岡市博多区沖浜町12番1号</u>
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日
4 特定事業の内容 <省略>	4 特定事業の内容 <省略>
5 当該規制の特例措置の内容 <省略>	5 当該規制の特例措置の内容 <省略>

新旧対照表

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>別紙(1131(1143, 1145))</u></p>
--------------------	------------------------------------



新旧対照表

新	旧
<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称            修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業            (1132 (1144, 1146))</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者            &lt;省略&gt;</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日            &lt;省略&gt;</p> <p>4 特定事業の内容            (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画            ①基本情報技術者講座 (Aコース) (麻生情報ビジネス専門学校)            別添資料<u>1</u>のとおり            ②基本情報技術者講座 (Bコース) (専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス)            別添資料<u>2</u>のとおり            ③基本情報技術者講座 (Cコース) (城東高等学校) 別添資料<u>3</u>のとおり</p> <p>なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大</p>	<p>別 紙</p> <p>1 特定事業の名称            修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業            (1132 (1144, 1146))</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者            &lt;省略&gt;</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日            &lt;省略&gt;</p> <p>4 特定事業の内容            (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画            ①基本情報技術者講座 (Aコース) (麻生情報ビジネス専門学校)            別添資料<u>5</u>のとおり            ②基本情報技術者講座 (Bコース) (専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス)            別添資料<u>6</u>のとおり            ③基本情報技術者講座 (Cコース) (城東高等学校) 別添資料<u>7</u>のとおり</p> <p>なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大</p>

新旧対照表

<p>臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準 ＜省略＞</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 ＜省略＞</p> <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目 ＜省略＞</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 ＜省略＞</p>	<p>臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2) 修了認定の基準 ＜省略＞</p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 ＜省略＞</p> <p>(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目 ＜省略＞</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 ＜省略＞</p>
--	--